



諮 問 文

長崎県教科用図書選定審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

令和8年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

令和7年4月11日

長崎県教育委員会教育長
前川 謙介



(理由)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないとされている。

また、同法第11条には、都道府県教育委員会が指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないとされている。

以上の規定に則り、下記事項についての審議をお願いしたい。

記

令和8年度使用教科用図書の採択基準について

- ・採択に関する基本方針
- ・採択の方法